明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（二八一）　四

○押印を求める手続の見直し等のための農林水産省関係政令の一部を改正する政令（二八二）　二

○教育公務員特例法施行令及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八三）　四

○独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（二八四）　三

○産業競争力強化法施行令の一部を改正する政令（二八五）

○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二八六）　四

○医療法施行令及び消費生活協同組合法施行令の一部を改正する政令（二八七）　四

○電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二八八）　五

○電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（二八九）　五

○電波監理審議会令（二九〇）

○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二九一）　六

〔府　令〕

○金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府五一）　六

○健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同五二）　七

〔府令・省令〕

○経営力向上に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　七

○内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通六）　七

〔省　令〕

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）　八

○産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令の一部を改正する省令（法務・経済産業二）　九

○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（外務八）　九

○文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令（文部科学二八）　一〇

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（同二九）　一三

○教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（同三〇）　一三

○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二一）　一三

○生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（同一二二）　一四

○中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令（経済産業六六）　一四

○中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（同六七）　一五

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同六八）　一五

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令の一部を改正する省令（同六九）　一五

○ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（同七〇）　一五

〔告　示〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示の一部を改正する件（デジタル庁五）　一六

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示の一部を改正する件（デジタル庁・総務一〇）　一三

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示の一部を改正する件（同一一）　四七

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。